

株 主 各 位

東京都新宿区市谷八幡町 8 番地
株式会社 ティーケーピー
代表取締役社長 河野 貴輝

第 12 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 12 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成 29 年 5 月 15 日（月曜日）午後 3 時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区市谷八幡町 8 番地
TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第 12 期（平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 12 期（平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで）計算書類の報告
の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | | 取締役 5 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | | 補欠監査役 1 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | | 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件 |

各議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（55 ページから 61 ページまで）に記載のとおりです。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

〔平成28年3月1日から〕
〔平成29年2月28日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成28年3月1日～平成29年2月28日)におけるわが国経済は、平成28年10～12月の実質GDPが前期比+1.2%と4四半期連続でのプラスであり、個人消費の伸びは小幅にとどまるものの、輸出と設備投資の増加に支えられて、日本経済が緩やかな回復基調にあることが確認されます。

雇用環境については、企業にとって人手不足感は依然として強く、非製造業を中心に改善が続く見込みです。今後、雇用者所得は緩やかな回復が続くものの、改善幅は縮小すると見られます。

海外においては、米国のトランプ新政権の政策運営能力は現時点で不透明ながら、公約よりも規模は縮小しつつ減税策やインフラ投資が実施されることで、米国経済の成長ペースは加速する見込みです。

当社グループを取り巻く環境においては、労働環境における需給の逼迫から、各企業の新卒採用活動の積極化や、パートタイム労働者の正規化に伴う社員教育研修等のニーズが高まり、当社会議室に対する需要も増加いたしました。なお、経団連の申し合わせにより、新卒採用が2か月前倒しとなったことから、新卒採用を目的とする会場利用のピークが前倒しになっております。また、企業業績の改善により、従来以上の高品質な会場の利用場面も見られるようになりました。

このような状況のなか、国内貸会議室においては、「TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前」、「TKP心斎橋駅前カンファレンスセンター」、「TKP新橋カンファレンスセンター」、「TKPガーデンシティ帯広駅前」、「TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター」、「TKPガーデンシティPREMIUM名古屋駅前」、「TKPガーデンシティ鹿児島中央」、「TKP池袋カンファレンスセンター」、「TKP御茶ノ水カンファレンスセンター」、「TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口」を積極的に展開いたしました。また、ビジネス需要に対応

する会議室併設型ビジネスホテル第2号店として、「アパホテル<TKP 札幌駅北口>EXCELLENT」を、第3号店として「アパホテル<TKP 日暮里駅前>」を展開いたしました。

この結果、当連結会計年度末では、全国の大都市圏を中心に215拠点（前期末比14.4%増）、1,752室（同14.1%増）の貸会議室を運営しております。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は21,978百万円（前年同期比22.5%増）、営業利益は2,694百万円（同34.4%増）、経常利益は2,552百万円（同38.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,352百万円（同44.5%増）となりました。

なお、当社グループは空間再生流通事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は6,769百万円であり、主に貸会議室サービスにおける建物附属設備及び宿泊サービスにおいて開設を予定しているホテル建設用土地の取得と建築工事にかかる設備投資を行っております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、宿泊サービス拡充のための設備投資を目的として長期借入金2,547百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社（外国会社を含む）の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

期 別 項 目	第9期 (平成26年2月期)	第10期 (平成27年2月期)	第11期 (平成28年2月期)	第12期 (当連結会計年度) (平成29年2月期)
売 上 高(百万円)	11,658	14,162	17,941	21,978
経 常 利 益(百万円)	967	710	1,848	2,552
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	277	339	935	1,352
1株当たり当期純利益 (円)	65.00	79.41	218.99	316.52
総 資 産(百万円)	9,448	11,352	16,612	24,140
純 資 産(百万円)	1,817	2,198	3,100	4,470
1株当たり 純 資 産 額 (円)	424.32	512.56	722.08	1,036.59

- (注) 1. 当社は、平成29年1月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。このため、第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、第12期より当期純利益を親会社株主に帰属する当期純利益としております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度における企業向け貸会議室市場は、当社グループ独自のITツールを適用した新しい集客導線構築を基礎に、物件に対するリノベーションを通じた企業と不動産のビジネスマッチングの仕組みを事業化したことで、既存事業者のサービス提供に比し優位性を維持しており、当社グループは順調に業績を拡大することができました。このような環境のもと、当社グループはさらなる成長のために、貸会議室サービスを核にお客様に支持される付随サービス開発を進め、お客様本位のサービス提案を行うことが重要な課題であると認識しております。また、現事業の成長を図ることは当然の課題ではありますが、経営体制をより強固なものへ改善していくことも重要な課題と認識しております。

当社グループは、上記の内容を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 企業向け総合アウトソーシングビジネスの強化

貸会議室サービスにおいては、会議室需要の大きな大都市圏を中心に積極的な出店を図り、より強固な全国でのネットワーク化を図るとともに、既存会議室の単価上昇及び稼働率向上を目指して収益性を高めてまいります。

さらに、貸会議室サービスにおいて構築された集客インフラと顧客基盤を活用し、ケータリングや研修コンサルティング、採用代行、事務局運営など、当社グループの主たる顧客基盤である企業の管理部門が抱える様々なニーズを積極的に取り込み、企業向け総合アウトソーシングビジネスを展開し、収益の安定化を目指してまいります。

② システム向上とサービスブランドの確立

当社グループの運営する企業向け貸会議室需要は、多様なサービスを組み合わせる為に当社のコンサルティング機能を活用して利用するケースと、人手を介さず、スマートフォン等で簡単に予約でき、気軽に利用できる身近な空間が利用されるケースに大別されます。

前者のケースにおいては、お客様の利用実績データを蓄積し、お客様毎のイベントカレンダーに基づき、当社営業担当者が、適時適切な提案を行う事を効率よく実現するための、営業支援システムの構築が重要な課題と認識しており、平成29年6月の稼働を目指し、システム構築を行っております。このシステム稼働に伴い、リピーター顧客の囲い込みを実

現させるとともに、当社グループのサービスブランド確立を目指してまいります。

後者のケースにおいては、貸会議室オーナーと会議室利用者の空間マッチングの利便性を格段に高めるためのシステム構築を行っております。これにより、全ての会議室オーナーの不稼働な時間をデータベース化し、会議室利用者に対しオンデマンドで提供できるシェアリングエコノミーサービス（クラウドスペース）を提供してまいります。このサービスを多数の利用者に提供することにより、当社ブランドの更なる浸透を目指してまいります。

この他、今後はさらに、顧客及び不動産オーナーにとって使いやすい機能や付随サービスの提供ができるようシステムの投資開発を進めてまいります。

③ 人材の確保及び育成

当社グループが営んでおります空間再生流通事業は、営業・コンサルティング・システム開発業務等におきまして、それぞれノウハウの蓄積とともに、顧客及び不動産オーナーへの提案を行っていく上で要求される能力が高まってきております。そのような中、当社グループといたしましては、優秀な人材の確保・育成が急務であると認識し、中長期的視点に基づく積極的な人材採用と人材育成を行ってまいります。

さらに、企業倫理の徹底とコンプライアンス経営の確立に向けた体制整備になお一層努力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社17社により構成されており、法人向け貸会議室ビジネスを起点に、遊休不動産を有効活用して空間を再生し、そこに付加価値を加えた快適な「場」「空間」「時間」を創出する空間再生流通事業を展開しております。

当社グループは、空間再生流通事業として現在は貸会議室サービスを中心に展開しており、その特徴としては、以下の点があげられます。

① ポータルサイトの集客力、豊富な貸会議室の管理運営実績を活かし、単に貸会議室を提供するサービスだけでなく、そこから派生するお客様のさまざまなニーズに応じたオプションサービス、料飲サービス、宿泊サービス等を提供し、さまざまな収益機会の獲得に取り組んでいる点

② 貸会議室の管理運営対象を、遊休資産（不採算資産、不稼働時間が多い不動産）を有する不動産オーナーに絞り込むことにより不動産の調達単価を引き下げ、お客様へリーズナブルな価格でサービス提供に努めている点

具体的な会議室の用途としては、会議、セミナー・講演会、研修、採用関連、試験、懇親会、説明会、展示会等、多岐に渡っております。企業向け研修サービス市場規模やMICE（※）開催件数や参加者数は堅調に推移していることから、今後も一定程度の需要が見込まれると認識しております。

（※）MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

更に、利用顧客は様々な業種の法人、かつリピーターがその多くを占めており、売上が分散しているという特徴も有しております。

なお、当社グループの事業は、空間再生流通事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載しておりません。

（6）主要な営業所（平成29年2月28日現在）

当社の主要な営業所

営 業 所	所 在 地	営 業 所	所 在 地
本 社	東京都新宿区	関 西 支 店	大阪府大阪市
九 州 支 社	福岡県福岡市	札 幌 支 店	北海道札幌市
横 浜 支 店	神奈川県横浜市	仙 台 支 店	宮城県仙台市

(7) 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
営業部門	754（863）	150（224）
仕入部門	6（2）	1（△1）
全社（共通）	67（22）	18（5）
合計	827（887）	169（228）

- (注) 1. 当社グループは、空間再生流通事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、システム部門及び管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が当連結会計年度中において、169名増加したのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
764（614）	163（177）	34.8	2.3

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	4,108百万円
株式会社三井住友銀行	3,013百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,227百万円
株式会社日本政策金融公庫	1,142百万円
株式会社あおぞら銀行	1,010百万円

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行の借入金残高には、第21回無担保社債・第23回無担保社債・第29回無担保社債の残高が含まれております。
2. 株式会社三井住友銀行の借入金残高には、第22回無担保社債・第28回無担保社債・第30回無担保社債の残高が含まれております。
3. 株式会社あおぞら銀行の借入金残高には、第24回無担保社債・第27回無担保社債の残高が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成29年3月27日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年2月28日現在）

当社は、平成29年1月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,730,000株（自己株式458,400株を含む）
- ③ 株主数 19名
- ④ 大株主

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社リバーフィールド	1,924,000	45.04
河野 貴輝	1,496,700	35.03
株式会社井門コーポレーション	363,300	8.50
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	157,700	3.69
住友商事株式会社	146,600	3.43
テクノロジーベンチャーズ2号 投資事業有限責任組合	60,000	1.40
嘉藤 靖	30,000	0.70
ジャフコ・グレートエンジェルファンド 1号投資事業有限責任組合	19,800	0.46
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	15,700	0.36
河野 道有	10,000	0.23
株式会社三井住友銀行	10,000	0.23
株式会社ハウジングいもん	10,000	0.23

(注) 1. 自己株式は、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成29年2月28日現在）

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成28年12月13日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

300個

・新株予約権の目的となる株式の数

30,000株（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 606,000円（1株当たり6,060円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

発行価格 株式公開時の公開価格

資本組入額 発行価格の2分の1

・新株予約権を行使することができる期間

平成30年12月14日から平成38年12月13日まで

・新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

ハ. 新株予約権者は、割当個数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権1個未満の行使はできないものとする。

ニ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ．新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限としてその権利を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(a) 株式公開日と権利行使可能時のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から２年後の応当日の前日までは、割当数の４分の１を行使することができる。

(b) 権利行使開始日から２年後の応当日から権利行使開始日の４年後の応当日の日までは、割当数の４分の２から(a)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

(c) 権利行使開始日から４年後の応当日から権利行使開始日の６年後の応当日の前日までは、割当数の４分の３から(a)及び(b)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

(d) 権利行使開始日から６年後の応当日から平成38年12月13日までは、割当数から(a)乃至(c)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	300個	30,000株	2人

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成28年12月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

985個

- ・新株予約権の目的となる株式の数

98,500株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 606,000円（1株当たり6,060円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

発行価格 株式公開時の公開価格

資本組入額 発行価格の2分の1

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成30年12月14日から平成38年12月13日まで

- ・新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

ハ. 新株予約権者は、割当個数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権1個未満の行使はできないものとする。

ニ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ．新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限としてその権利を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(a) 株式公開日と権利行使可能時のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から２年後の応当日の前日までは、割当数の４分の１を行使することができる。

(b) 権利行使開始日から２年後の応当日から権利行使開始日の４年後の応当日の前日までは、割当数の４分の２から(a)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

(c) 権利行使開始日から４年後の応当日から権利行使開始日の６年後の応当日の前日までは、割当数の４分の３から(a)及び(b)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

(d) 権利行使開始日から６年後の応当日から平成38年12月13日までは、割当数から(a)乃至(c)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	925個	92,500株	39人
子会社の役員および使用人	60個	6,000株	4人

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	河野 貴輝	株式会社常盤軒フーズ 代表取締役会長
取 締 役	中村 幸司	株式会社コンビニステーション 取締役 株式会社TKPプロパティーズ 取締役 株式会社TKPテレマーケティング 取締役 TKP New York, Inc. Secretary and Treasurer TKP International Limited Director 株式会社TKPメディカリンク 取締役
取 締 役	府川 太郎	
取 締 役	辻 晴雄	小林製薬株式会社 社外取締役
取 締 役	渡邊 康平	
常 勤 監 査 役	曾我部 義矩	
監 査 役	重 隆 憲	元田法律事務所 弁護士
監 査 役	関原 健夫	

- (注) 1. 取締役府川太郎氏、辻晴雄氏及び渡邊康平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役曾我部義矩氏、重隆憲氏及び関原健夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (3名)	126百万円 (12百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3名)	7百万円 (7百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8名 (6名)	134百万円 (19百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成29年1月13日開催の臨時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分が年額30百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成29年1月13日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役辻晴雄氏の兼職先である、小林製薬株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外監査役重隆憲氏の兼職先である、元田法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ロ．当事業年度の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	府川 太郎	当事業年度に開催した取締役会の全てに出席し、主に企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づく、大所高所からの視点による発言を行っております。
社外取締役	辻 晴雄	当事業年度に開催した取締役会の全てに出席し、主に企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づく、大所高所からの視点による発言を行っております。
社外取締役	渡邊 康平	当事業年度に開催した取締役会の全てに出席し、主に企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づく、大所高所からの視点による発言を行っております。
社外監査役	曾我部 義矩	当事業年度に開催した取締役会・監査役会の全てに出席し、主に企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づく、大所高所からの視点による発言を行っております。
社外監査役	重 隆 憲	当事業年度に開催した取締役会・監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	関原 健夫	当事業年度に開催した取締役会・監査役会の全てに出席し、主に企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づく、大所高所からの視点による発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人や社内関係部署から収集した情報及び過年度の監査実績の分析に基づいて相当性を検討し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務（非監査業務）である、コンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合にあり、かつ解任が相当と判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性や監査体制等を勘案し、職務の執行に支障があると判断した場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

会社法に基づく業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営を確保する。さらに当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理については、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程に従って対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は代表取締役社長の下、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、社長室が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

ロ．各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は定例の取締役会を開催し重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。

ロ．業務の運営・遂行については、中期経営計画及び各年度の予算の立案、全社的な目標の明確な設定を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の維持のために管理担当執行役員が内部監査を実施し、管理部の内部監査は管理部から独立した執行役員が実施する。内部監査の重要監査領域としてコンプライアンスにかかる監査を実施する。

- ⑥ 事業報告作成会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の財務及び経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図る。これらの部署は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のために監査役スタッフを置くこととし、その人事と評価については監査役の意見を尊重して決定する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役の監査の実効性を確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。

ロ．取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

ハ．取締役との定期的な意見交換の実施や、内部監査部門と監査役との連携が図れる環境を整えることにより、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 重要な会議の開催状況

経営及び業務執行に関わる意思決定機関として定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令及び定款に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次報告の業務について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。

② コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役及び社員に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的実施しております。

内部監査については、内部監査計画に基づき、当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告しております。

また、内部通報制度については、窓口を設置し、内部通報窓口及び内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

③ リスク管理

各部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及び未然防止を継続的に図っているほか、進捗の状況について定期的に取締役会に報告しております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査担当等と連携を図っており、また、取締役会への出席等による重要な会議への出席並びに取締役・社員へのヒアリング等を通じて、監査の実効性を確保しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの事業は、現時点では先行投資の段階にあり、事業展開のスピードを高め、規模の拡大に伴って必要な資金を確保する観点から、当面は利益配当を実施せず、内部留保に努め、事業拡大に必要な資金の確保を優先する方針であります。この方針のもと、当社は創業以来利益配当を実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、将来、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当も検討する所存であります。

連結貸借対照表

(平成29年 2 月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,489	流動負債	5,284
現金及び預金	5,494	買掛金	400
売掛金	2,165	1年内償還予定の社債	770
繰延税金資産	119	1年内返済予定の長期借入金	1,903
その他	722	未払法人税等	681
貸倒引当金	△12	その他	1,528
固定資産	15,650	固定負債	14,385
有形固定資産	10,822	社債	3,571
建物及び構築物	5,983	長期借入金	10,363
減価償却累計額	△1,947	資産除去債務	263
建物及び構築物(純額)	4,035	その他	187
工具、器具及び備品	361		
減価償却累計額	△235	負債合計	19,669
工具、器具及び備品(純額)	125	(純資産の部)	
土地	6,507	株主資本	4,346
建設仮勘定	90	資本金	287
その他	170	資本剰余金	242
減価償却累計額	△106	利益剰余金	3,927
その他(純額)	63	自己株式	△110
無形固定資産	64	その他の包括利益累計額	80
投資その他の資産	4,763	その他有価証券評価差額金	47
投資有価証券	539	繰延ヘッジ損益	△13
長期貸付金	70	為替換算調整勘定	47
繰延税金資産	133	非支配株主持分	42
敷金及び保証金	4,021		
その他	33		
貸倒引当金	△34	純資産合計	4,470
資産合計	24,140	負債純資産合計	24,140

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成28年 3 月 1 日から〕
〔平成29年 2 月 28日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		21,978
売 上 原 価		13,707
売 上 総 利 益		8,271
販売費及び一般管理費		5,576
営 業 利 益		2,694
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	5	
為 替 差 益	2	
助 成 金 収 入	10	
債 務 免 除 益	17	
そ の 他	23	62
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	117	
支 払 手 数 料	8	
支 払 保 証 料	15	
社 債 発 行 費	46	
そ の 他	16	204
経 常 利 益		2,552
特 別 損 失		
減 損 損 失	191	191
税金等調整前当期純利益		2,360
法人税、住民税及び事業税	1,066	
法 人 税 等 調 整 額	△54	1,011
当 期 純 利 益		1,348
非支配株主に帰属する当期純損失		△3
親会社株主に帰属する当期純利益		1,352

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成28年 3 月 1 日から〕
〔平成29年 2 月 28日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	287	242	2,575	△110	2,994
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,352		1,352
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,352	—	1,352
当連結会計年度末残高	287	242	3,927	△110	4,346

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	41	△22	70	89	15	3,100
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,352
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	5	9	△23	△8	26	17
当連結会計年度変動額合計	5	9	△23	△8	26	1,369
当連結会計年度末残高	47	△13	47	80	42	4,470

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・ 連結子会社の数

17社

株式会社コンビニステーション

株式会社TKPプロパティーズ

株式会社TKPテレマーケティング

株式会社常盤軒フーズ

TKP New York, Inc.

帝珂碧(上海)会務有限公司

TKP SINGAPORE IN PTE. LTD.

TKP International Limited

株式会社TKPSPV-1号

株式会社TKPSPV-2号

株式会社TKPSPV-3号

TKP NEW JERSEY LLC

株式会社TKPメディカリンク

株式会社TKPSPV-4号

株式会社TKPSPV-5号

株式会社TKPSPV-6号

TKP MEETING AND CONFERENCE (M) SDN. BHD

上記のうち、当連結会計年度において、新たに設立された株式会社TKPSPV-2号、株式会社TKPSPV-3号、TKP NEW JERSEY LLC、株式会社TKPメディカリンク、株式会社TKPSPV-4号、株式会社TKPSPV-5号、株式会社TKPSPV-6号及びTKP MEETING AND CONFERENCE (M) SDN. BHDを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・ 関連会社の名称

株式会社ジーアップキャリアセンター

・ 持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTKP New York, Inc.、帝珂碧(上海)会務有限公司、TKP SINGAPORE IN PTE.LTD.、TKP International Limited、TKP NEW JERSEY LLC及びTKP MEETING AND CONFERENCE (M) SDN. BHDの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。但し、1月1日から連結決算日2月末日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	5～49年
工具、器具及び備品	2～10年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(ハ)ヘッジ方針

金利スワップは借入金利息等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑦その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(2)平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	1,787百万円
土	地	3,998百万円
計		5,786百万円

② 担保に係る債務

1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	433百万円
長 期 借 入 金	5,185百万円
計	5,618百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	6,400百万円
借 入 実 行 額	2,547百万円
差引額	3,852百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式	4,730,000株
---------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入及び社債により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先に対し長期貸付を行っており、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、短期の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方針等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権、長期貸付金、敷金及び保証金について、管理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	5,494	5,494	—
(2) 売掛金	2,165	2,165	—
(3) 投資有価証券	130	130	—
(4) 長期貸付金 (*1)	83		
貸倒引当金 (*2)	△34		
	49	49	—
(5) 敷金及び保証金	4,021	3,973	△47
資産計	11,862	11,814	△47
(1) 買掛金	400	400	—
(2) 未払法人税等	681	681	—
(3) 社債 (*3)	4,342	4,326	△16
(4) 長期借入金 (*4)	12,266	12,150	△115
負債計	17,690	17,558	△132

(*1) 1年内回収予定の長期貸付金を含めて記載しております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内償還予定の社債を含めて記載しております。

(*4) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積りキャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(5) 敷金及び保証金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	1,127	854	△19
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	2,241	1,693	(*2)

(*1) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(*2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と
一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含め
て記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	408
合 計	408

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,494	—	—	—
売掛金	2,165	—	—	—
長期貸付金	13	44	16	8
合 計	7,673	44	16	8

(注) 4. 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,903	1,925	4,297	1,492	1,150	1,496
社債	770	770	670	645	485	999
合 計	2,673	2,695	4,967	2,138	1,636	2,496

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,036円59銭

(2) 1株当たり当期純利益 316円52銭

(注) 当社は、平成29年1月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

(シンジケートローン契約)

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレ
ンジャー兼エージェントとする、将来の機動的な資金ニーズへの対応を目的とした、
シンジケーション方式のコミットメント付タームローン契約を行うことを決議し、契
約を締結いたしました。

その主な内容は、以下のとおりであります。

(1) 組成金額

トランシェ A 50億円、トランシェ B 20億円

(2) 契約締結日

平成29年3月31日

(3) 契約期間

平成29年4月5日～平成31年4月5日

(4) 担保・保証人

なし

(5) 財務制限条項

①平成29年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の貸借対
照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年2月期末日におけ
る連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当す
る金額、又は直近の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載され
る純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほ
うの金額以上に維持すること。

②平成29年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の損益計
算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(自己株式の処分)

当社は、平成29年3月27日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

当社は上場にあたり、平成29年2月21日及び平成29年3月7日開催の臨時取締役会において、以下のとおり自己株式の処分を決議しており、平成29年3月26日に処分が完了いたしました。

(1) 募集株式の種類及び数

当社普通株式 310,000株

(2) 処分価格

1株につき6,060.00円

一般公募はこの価格にて行いました。

(3) 引受価額

1株につき5,575.20円

この価額は、当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取った金額であります。なお、処分価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(4) 払込金額

1株につき5,006.50円

この金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年3月7日開催の臨時取締役会において決定された金額であります。

(5) 払込期日

平成29年3月26日（日）

(6) 発行価額の総額

1,552,015千円 会社法上の払込金額の総額であります。

(7) 引受価額の総額

1,728,312千円

(8) 募集方法

一般募集（ブックビルディング方式による募集）

(9) 資金の用途

当社における設備資金として、貸会議室新規出店関連投資（内装費、備品の購入、敷金など）、バイサイドホテル アジュール竹芝（東京都港区）の改修工事、西葛西宿泊施設（名称未定、東京都江戸川区）の建築工事及び梅田宿泊施設（名称未定、大阪府大阪市福島区）の建築工事にそれぞれ充当する予定でございます。

貸 借 対 照 表

(平成29年 2 月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,700	流 動 負 債	5,053
現金及び預金	4,819	買 掛 金	411
売 掛 金	2,056	1年内償還予定の社債	770
前 払 費 用	621	1年内返済予定の長期借入金	1,843
繰延税金資産	118	未 払 金	612
その他	97	未 払 費 用	397
貸倒引当金	△11	未 払 法 人 税 等	678
固 定 資 産	15,590	前 受 金	265
有形固定資産	5,748	そ の 他	73
建物	5,020	固 定 負 債	14,110
減価償却累計額	△1,250	社 債	3,571
建物（純額）	3,769	長 期 借 入 金	10,182
工具、器具及び備品	294	資 産 除 去 債 務	245
減価償却累計額	△184	そ の 他	111
工具、器具及び備品（純額）	109		
土地	1,737	負 債 合 計	19,164
建設仮勘定	85	(純 資 産 の 部)	
その他	72	株 主 資 本	4,081
減価償却累計額	△26	資 本 金	287
その他（純額）	45	資 本 剰 余 金	242
無形固定資産	57	資 本 準 備 金	242
ソフトウェア	57	利 益 剰 余 金	3,662
投資その他の資産	9,783	その他利益剰余金	3,662
投資有価証券	539	繰越利益剰余金	3,662
関係会社株式	207	自 己 株 式	△110
長期貸付金	70	評価・換算差額等	45
関係会社長期貸付金	6,468	その他有価証券評価差額金	58
繰延税金資産	130	繰延ヘッジ損益	△13
敷金及び保証金	3,682		
その他	32	純 資 産 合 計	4,127
貸倒引当金	△1,347	負 債 純 資 産 合 計	23,291
資 産 合 計	23,291		

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月28日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,806
売 上 原 価		12,845
売 上 総 利 益		7,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,126
営 業 利 益		2,833
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44	
受 取 配 当 金	5	
関 係 会 社 業 務 受 託 料	37	
そ の 他	22	110
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	96	
社 債 利 息	15	
支 払 手 数 料	8	
社 債 発 行 費	46	
そ の 他	22	190
経 常 利 益		2,753
特 別 損 失		
減 損 損 失	173	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	138	312
税 引 前 当 期 純 利 益		2,440
法人税、住民税及び事業税	1,068	
法 人 税 等 調 整 額	△55	1,012
当 期 純 利 益		1,428

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成28年3月1日から〕
〔平成29年2月28日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	287	242	242	2,234	2,234	△110	2,653
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				1,428	1,428		1,428
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	1,428	1,428	－	1,428
当 期 末 残 高	287	242	242	3,662	3,662	△110	4,081

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	53	△22	30	2,684
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				1,428
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5	9	15	15
当期変動額合計	5	9	15	1,443
当 期 末 残 高	58	△13	45	4,127

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	5年～49年
工具、器具及び備品	2年～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘定し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ヘッジ方針

金利スワップは借入金利等将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	1,787百万円
土	地	3,998百万円
計		5,786百万円

② 担保に係る債務

1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	433百万円
長 期 借 入 金	5,185百万円
計	5,618百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 保 証 債 務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株 式 会 社 常 盤 軒 フ ー ズ	240百万円
計	240百万円

(4) 偶 発 債 務

連結子会社であるTKP New York, Incの銀行取引に関連し、極度額145百万円 (US \$ 1,250,000.00) の債務保証枠を設定しております。なお、当事業年度末において保証の実行残高は143百万円 (US \$ 1,231,887.50) であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務 (区分表示したものを除く)

短 期 金 銭 債 権	57百万円
短 期 金 銭 債 務	111百万円

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	6,400百万円
借 入 実 行 額	2,547百万円
差引額	3,852百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は、次の通りであります。

営業取引による取引高

売 上 高	62百万円
-------	-------

売 上 原 価	944百万円
---------	--------

営業取引以外の取引高

営 業 外 収 益	79百万円
-----------	-------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普 通 株 式	458,400株
---------	----------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額	416百万円
------------	--------

減価償却超過額	71百万円
---------	-------

一括減価償却資産償却超過額	19百万円
---------------	-------

資産除去債務	75百万円
--------	-------

未払事業税	46百万円
-------	-------

未払事業所税	36百万円
--------	-------

フリーレント家賃	34百万円
----------	-------

その他	24百万円
-----	-------

繰延税金資産小計	724百万円
----------	--------

評価性引当額	△403百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	321百万円
----------	--------

繰延税金負債

建物附属設備（資産除去債務）	△40百万円
----------------	--------

その他有価証券評価差額金	△25百万円
--------------	--------

その他	△5百万円
-----	-------

繰延税金負債合計	△72百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	249百万円
-----------	--------

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.06%
(調整)	
住民税均等割	0.44%
留保金課税	8.00%
評価性引当額	1.83%
税額控除	△2.58%
税率変更による繰延税金資産の修正	0.64%
その他	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>41.54%</u>

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。

これに伴い、平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は32.34%から30.86%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は32.34%から30.62%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した）は3百万円減少し、法人税等調整額が4百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	株 式 会 社 常盤軒フーズ	所有 直接 100.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証 (注) 1.	-	-	240
子 会 社	TKP New York, I n c .	所有 間接 100.0%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注) 2. (注) 3.	-	関係会社 長期貸付金	574
子 会 社	T K P International L i m i t e d	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注) 2. (注) 4.	165	関係会社 長期貸付金	493
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-1号	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注) 2.	145	関係会社 長期貸付金	1,283
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-3号	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注) 2.	1,163	関係会社 長期貸付金	1,163
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-4号	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の援助 債務被保証	資金の貸付 (注) 2. 債務被保証 (注) 5.	2,595 -	関係会社 長期貸付金 -	2,595 2,547

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社常盤軒フーズの金融機関からの借入（残高240百万円）について、債務保証を行っているものであり、保証料の受領は行っておりません。
2. 資金の貸付については、当社の借入利率に基づいて利率を合理的に算定しております。
3. TKP New York, Inc. に対する債権について、574百万円の貸倒引当金を計上しております。
4. TKP International Limited に対する債権について、444百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度における貸倒引当金繰入額は119百万円であります。
5. 当社の金融機関からの借入（残高2,547百万円）について、株式会社TKPSPV-4号保有の土地を担保としております。当該担保設定に伴い、債務者である当社は、担保物件所有者である株式会社TKPSPV-4号による債務保証を受けており、保証料の支払は行っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 966円21銭
- (2) 1株当たり当期純利益 334円32銭

(注) 当社は、平成29年1月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(シンジケートローン契約)

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレ
ンジャー兼エージェントとする、将来の機動的な資金ニーズへの対応を目的とした、
シンジケーション方式のコミットメント付タームローン契約を行うことを決議し、契
約を締結いたしました。

その主な内容は、以下のとおりであります。

(1) 組成金額

トランシェA 50億円、トランシェB 20億円

(2) 契約締結日

平成29年3月31日

(3) 契約期間

平成29年4月5日～平成31年4月5日

(4) 担保・保証人

なし

(5) 財務制限条項

- ① 平成29年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年2月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 平成29年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(自己株式の処分)

当社は、平成29年3月27日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

当社は上場にあたり、平成29年2月21日及び平成29年3月7日開催の臨時取締役会において、以下のとおり自己株式の処分を決議しており、平成29年3月26日に処分が完了いたしました。

(1) 募集株式の種類及び数

当社普通株式 310,000株

(2) 処分価格

1株につき6,060.00円

一般公募はこの価格にて行いました。

(3) 引受価額

1株につき5,575.20円

この価額は、当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取った金額であります。なお、処分価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(4) 払込金額

1株につき5,006.50円

この金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年3月7日開催の臨時取締役会において決定された金額であります。

(5) 払込期日

平成29年3月26日（日）

(6) 発行価額の総額

1,552,015千円 会社法上の払込金額の総額であります。

(7) 引受価額の総額

1,728,312千円

(8) 募集方法

一般募集（ブックビルディング方式による募集）

(9) 資金の使途

当社における設備資金として、貸会議室新規出店関連投資（内装費、備品の購入、敷金など）、ベイサイドホテル アジュール竹芝（東京都港区）の改修工事、西葛西宿泊施設（名称未定、東京都江戸川区）の建築工事及び梅田宿泊施設（名称未定、大阪府大阪市福島区）の建築工事にそれぞれ充当する予定でございます。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月24日

株式会社 ティーケーピー
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 塚 亨 印
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 田 浩 之 印
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々田 博 信 印
--------------------	-----------------

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーケーピーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含ま

れる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーケーピー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年4月24日

株式会社 ティーケーピー

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 塚 亨 印
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 田 浩 之 印
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々田 博 信 印
--------------------	-----------------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーケーピーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体とし

ての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの第 12 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの

と認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 4 月 25 日

株式会社ティーケーピー 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

曾我部 義 矩 印

社外監査役

重 隆 憲 印

社外監査役

関 原 健 夫 印

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ティーケーピー
代表取締役社長 河野 貴輝

2. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ①保険業務の拡充を図るため、事業目的を変更するものであります（変更案第2条第17号）。
- ②法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任方法及び選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります（変更案第32条、第33条第2項）。
- ③第32条の新設に伴い、以降の条数を繰り下げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) (1) ～ (16) (条文省略)	第2条 (目的) (1) ～ (16) (現行どおり)
(17) 損害保険の代理業	(17) 損害保険の代理業及び生命保険の募集 に関する業務
(18) ～ (27) (条文省略)	(18) ～ (27) (現行どおり)
第2章～第4章 (条文省略)	第2章～第4章 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第30条・第31条 (条文省略)	第30条・第31条 (現行どおり)
(新 設)	第32条 (補欠監査役) 当会社は、会社法第329条第3項の定めにより、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補

第 32 条（任期） （条文省略） 2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 第 33 条～第 45 条 （条文省略）	<u>欠監査役を選任することができる。</u> <u>2．補欠監査役の選任決議の定足数は、第 31 条第 2 項の規定を準用する。</u> <u>3．補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 33 条（任期） （現行どおり） 2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 <u>但し、前条第 1 項により選任された監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> 第 34 条～第 46 条 （現行どおり）
--	--

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
河野 貴輝 (昭和47年10月13日生)	平成8年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成11年8月 日本オンライン証券株式会社（現カブドットコム証券株式会社）出向 平成12年3月 日本電子決済企画株式会社（現楽天銀行株式会社）社長室長、取締役営業本部長 平成17年8月 当社設立代表取締役社長（現任） 平成22年9月 株式会社TKPテレマーケティング代表取締役 平成22年11月 TKP New York, Inc. Vice President 平成23年3月 帝珂碧(上海)会務有限公司董事長 平成26年10月 株式会社常盤軒フーズ代表取締役会長（現任）	1,444,100株
中村 幸司 (昭和47年4月9日生)	平成11年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成18年12月 当社取締役管理部長 平成20年7月 株式会社コンビニステーション取締役（現任） 平成21年12月 株式会社TKPプロパティーズ取締役（現任） 平成22年9月 株式会社TKPテレマーケティング取締役（現任） 平成22年11月 TKP New York, Inc. Secretary and Treasurer（現任） 平成23年3月 帝珂碧(上海)会務有限公司董事 平成24年10月 当社取締役経営企画室長 平成25年1月 株式会社常盤軒フーズ取締役 平成25年9月 当社取締役C00兼経営企画室長 平成26年1月 TKP International Limited Director（現任） 平成26年8月 当社取締役C00（現任） 平成28年7月 株式会社TKPメディカリンク取締役（現任）	8,300株
辻 晴雄 (昭和7年12月6日生)	昭和30年3月 早川電機工業株式会社（現シャープ株式会社）入社 昭和61年6月 シャープ株式会社代表取締役社長 平成10年6月 同社相談役 平成15年6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役 野村證券株式会社社外取締役 平成20年6月 小林製薬株式会社社外取締役（現任） 平成22年6月 セーレン株式会社社外取締役 平成25年1月 シャープ株式会社特別顧問 平成27年5月 当社社外取締役（現任）	—

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当		所有する当社の株式数
渡邊 康平 (昭和24年 3月26日生)	昭和46年 4月 平成12年 6月 平成14年 4月 平成14年 6月 平成16年 4月 平成18年 4月 平成22年 4月 平成23年 4月 平成26年 4月 平成27年 5月	伊藤忠商事株式会社入社 同社執行役員 同社常務執行役員 同社代表取締役常務取締役 同社代表取締役専務取締役 同社代表取締役副社長 同社取締役副会長 同社相談役 同社理事社長補佐 当社社外取締役(現任)	—
早川 貴之 (昭和29年 2月16日生) (新任)	昭和47年 4月 平成18年 4月 平成21年 5月 平成22年 6月 平成25年 6月 平成28年 6月	株式会社太陽銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 株式会社三井住友銀行執行役員 銀泉株式会社専務執行役員 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄代表取締役社長(現任) リケンテクノス株式会社社外監査役 リケンテクノス株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 辻晴雄氏、渡邊康平氏及び早川貴之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 辻晴雄氏につきましては、シャープ株式会社の取締役社長を務めた後、金融機関・メーカーの社外取締役を歴任するなど、経営者としての豊富な経験や実績及び幅広い見識を当社の経営の監督に十分に生かしていただけるものと考えたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 渡邊康平氏につきましては、伊藤忠商事株式会社の代表取締役を務めるなど、幅広い事業分野に精通し、グローバルな市場で活躍する経営者としての豊富な経験や実績及び幅広い知見を当社の経営の監督に十分に生かしていただけるものと考えたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 早川貴之氏につきましては、株式会社三井住友銀行の執行役員及び株式会社陽栄ホールディング(同行グループの不動産管理会社)の代表取締役を務めるなど、金融、財務及び不動産業務に精通され、経営者としての幅広い知見と高い見識を当社の経営の監督に十分に生かしていただけるものと考えたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 辻晴雄氏の当社の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年、渡邊康平氏の当社の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、両氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 辻晴雄氏及び渡邊康平氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
8. 早川貴之氏の取締役就任をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
9. 早川貴之氏の取締役就任をご承認いただいた場合、当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位		所有する当社の株式数
府川 太郎 (昭和19年1月1日生)	昭和42年 4月 平成 8年 6月 平成11年 6月 平成18年 4月 平成18年 6月 平成18年11月 平成19年10月	株式会社日本相互銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役融資部長 さくら債権回収サービス株式会社（現SMBC債権回収株式会社）代表取締役社長 株式会社陽栄代表取締役会長 株式会社フレックス非常勤監査役 当社監査役 当社社外取締役（現任）	1,000 株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 府川太郎氏は、本総会終結の時をもって当社取締役の任期が満了となるものであります。
3. 府川太郎氏は、幅広い見識と豊富な経験に基づき、平成18年より社外監査役及び社外取締役として当社の経営の監督に多大な寄与をしていただきました。このため、当社は、同氏が当社監査役に欠員が生じたときの後任監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 府川太郎氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役に対する報酬等は、平成29年1月13日開催の臨時株主総会において年額4億円以内とすることをご承認をいただいておりますが、当社グループ業績の一層の向上とそれによる企業価値増大を図るため、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役に対して年額2億円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個あたりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとします。

なお、第2号議案（取締役5名選任の件）が承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は5名（うち、社外取締役3名）となります。

1. 取締役に対するストック・オプション報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社の株価と当社の取締役の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し、株主価値を高めることを目的として、ストック・オプション報酬を付与するものであります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

（1）新株予約権の総数

150個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする（新株予約権1個につき普通株式100株、但し、後記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

（2）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式15,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（3）新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（5）新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

但し、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（7）新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

②その他の行使条件は、当社取締役会により決定する。

（8）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定める。

以 上

会場 ご案内図

所在地

東京都新宿区市谷八幡町8番地 (TKP 市ヶ谷ビル)
TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター会議室

交通

- ・ JR 総武線『市ヶ谷駅』 徒歩3分
- ・ 東京メトロ南北線『市ヶ谷駅』 徒歩1分
- ・ 東京メトロ有楽町線『市ヶ谷駅』 徒歩1分
- ・ 都営新宿線『市ヶ谷駅』 徒歩5分



委 任 状

私は、株主 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 平成 29 年 5 月 15 日開催の株式会社ティーケーピー第 12 回定時株主総会に出席し、次の議案につき私の指示（○印で指示）に従って議決権を行使すること。但し、議案につき賛否いずれとも指示しない場合及び原案に対し修正案が提出された場合は白紙委任します。
2. 復代理人を選任すること。

以 上

第 1 号議案	原案に対して	賛	否
第 2 号議案	原案に対して	賛	否
第 3 号議案	原案に対して	賛	否
第 4 号議案	原案に対して	賛	否

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住所 _____

（議決権の数 _____ 個） 株 主

氏名 _____ 印 _____

<お 願 い>

- ・株主総会にご出席の際は、この委任状用紙にご記名・ご押印の上、会場受付にご提出ください。
- ・株主総会にご出席願えない場合は、委任状用紙に賛否を表示し、ご記名・ご押印の上、ご返送くださいますようお願いいたします。